

嶺南広域行政組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

平成 9 年 7 月 1 日
条 例 第 9 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員に意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(分限の手続き及び効果)

第 2 条 嶺南広域行政組合職員の分限に関する手続及び効果については、別に定めるもののほか、派遣元の市町の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の例による。

(規則への委任)

第 3 条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。